

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(休職者等の給与)</p> <p>第23条〔略〕</p> <p>2 法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、<u>法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員</u>、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員には、その休職、<u>配偶者同行休業</u>、育児休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第23条〔略〕</p> <p>2 法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣された職員には、その休職、育児休業又は派遣の期間中、いかなる給与も支給しない。</p> <p>3〔略〕</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。